

## 構造診断指導実施の手順

(一社)日本施設園芸協会は、園芸施設等について「構造診断指導」の依頼があった場合、当協会が農林水産省の依頼により制定した「園芸用施設安全構造基準」に合致しているか否かについて構造診断指導委員会を開催して審査しますが、審査は原則として以下の手順により実施します。

(手順)

1. 第1回委員会開催の前に提出書類をチェックさせていただきます。
2. 第1回構造診断指導委員会を開催し、依頼された園芸施設等の概略を把握するとともに、各委員からチェックをしていただきます。  
なお、詳細なチェックするため担当委員を選定します。
3. 選定された担当委員は、依頼された園芸施設等の設計図書・構造計算書などのチェック、場合により現地調査などを実施するとともに、必要に応じ改善事項等を指示するなど安全性について指導します。
4. 担当委員による指導が完了した後、第2回構造診断指導委員会を開催します。担当委員は指導の経過を委員会に報告し、委員会で審査します。委員会で問題がないと認められた場合は、審査完了となります。  
なお、問題が生じた場合は、別途対応を協議します。また、必要に応じて、担当委員との打合せ、委員会等を適宜開催します。

以上のような手順で、園芸施設等の構造診断指導を実施しますが、この間一般的に2～3か月程度を要しますので、予めご了承ください。

構造診断指導料は、当協会会員35万円、会員外45万円を基本としています。ただし、次の①から④の費用の合計額が基本の額を超過した場合は、その合計額とします。

- ① 診断指導を担当した委員が当該診断指導に要した延べ日数に基づく金額  
(1人1日あたり2.6万円)
- ② 構造診断指導委員会の開催に要した経費
- ③ 委員及び協会職員が現地確認及び指導のために要した経費、資料購入費等
- ④ ①から③の合計金額に25%を乗じた金額(協会諸経費)

以上